

令和6年度第1回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会会議要録

開催日：令和6年12月11日（水）

時 間：13：30～15：00

会 場：佐倉市役所1号館3階会議室

出席者 委 員 池田委員、石渡委員、門山委員、北村委員、久保田委員、斉藤委員、中島委員、西口委員
事務局 亀田総務部長、林田行政管理課長、鈴木事務管理班長、今村主任主事
傍聴人 3名

審議会開催に先立ち、市長より委嘱状が交付され、挨拶がありました。

1 審議

審議に先立ち、事務局職員及び委員の自己紹介が行われました。

また、事務局より、佐倉市情報公開・個人情報保護審議会の概要について説明を行いました。

（1）会長・副会長の選出について

事務局

審議会条例第5条に審議会に会長、副会長を置き、委員の互選により定めると規定されています。事務局の提案といたしましては、会長に、前年度までの本審議会の会長をお勤めいただいた、西口元委員を、副会長に本市の行政改革懇話会の委員をお勤めいただいていた、池田幸代委員を提案させていただきますと思いますが、委員の皆様のご意見はいかがでしょうか。

委 員

異議なし。

（西口委員及び池田委員が了承し、西口委員が会長、池田委員が副会長となりました。）

事務局

以後の進行は会長にお願いします。

会 長

会長・副会長が選出されましたので、本日の議題に移りたいと思います。

(2) 審議会の会議公開等について

ア 会議の一部を非公開とする場合の決定方法について

会 長

審議事項(2)アについて、事務局より説明をお願いします。

事務局

会議公開を行うに当たり、定めていただく手続等について、ご説明させていただきます。まず1つ目のアですが、会議の一部を非公開とする場合の決定方法です。お手元の資料03-3の佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱をご覧ください。第1条の趣旨で、本日配布した資料の1の9ページの1行目にあります、佐倉市情報公開条例第20条に規定する審議会等の会議の公開に関し、必要な事項を定めるとされております。佐倉市情報公開条例第20条で会議は原則公開するものとなっております。ただし、いくつかの例外が設けられており、例えば審議内容に個人情報が含まれる場合など、不開示情報に該当するような審議事項を扱う場合は、審議会の決定によりその会議の一部又は全部を非公開とすることができます。次に、要綱の第3条をご覧ください。会議を非公開とする場合の決定について定められております。会議非公開の決定方法については、お手元の資料番号03-1(2)アの会議非公開決定方法①から④までに定める方法とされております。

ここ数年、会議を非公開としたことはございませんでしたが、前回までの審議会において、あらかじめ指名された委員による承認として、会長・副会長に事務局から相談させていただき決定するという方法を採用しておりますので、事務局からは、③のあらかじめ指名された委員による承認の方法をご提案させていただければと考えております。

会 長

本来は、全員に集まっておいて公開か非公開かの判断をするのですが、お集まりいただくのも恐縮するものですので、私と池田先生にお任せいただいて、判断をしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(各委員了承)

イ 傍聴要領について

会 長

次のイについて、事務局より説明をお願いします。

事務局

資料03-3の佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱と資料03-1の2枚目傍聴要領案をご覧ください。要綱第5条第4項に審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるように傍聴要領例を参考に傍聴要領を定め、これを配布すること等により、会場内の秩序維持に努めるものとするとしております。

前回までの審議会においては、別紙の傍聴要領案を傍聴要領として採用しておりますが、こちらについては、審議会において変更することができますので、内容についてお決めいただきたいと思っております。

会 長

それではみなさん内容のご確認をお願いいたします。特に変更点がなければ、この内容でよろしいでしょうか。

(各委員了承)

会 長

それでは、傍聴者の方の入室をお願いいたします。

(傍聴者入室)

ウ 会議録の作成方法及び確認方法について

会 長

次のウについて事務局より説明をお願いします。

事務局

資料03-3の会議公開要綱の第7条をご覧ください。審議会等は、会議終了後速やかに会議録を作成するものとして定められており、作成した会議録については、ホームページと市政資料室で公表することとなります。当日配布資料の2として、前回の審議会の会議録をお配りしております。本審議会の会議録について、全文筆記とするか要録とするか、発言された委員の個人名を記載するかどうか、作成された会議録の最終的な確認方法をどうするか、の3点について決定する必要がございます。これまでの審議会では、会議録の作成方法は要録という方法をとっており、発言された委員の個人名は表記せず、委員という表記としておりました。また、会議録の確認方法については、会長・副会長に確認していただき確定するという方法をとっておりました。こちら

については、審議会において変更することができますので、内容についてお決めいただきたいと思います。

会 長

会議の記録を一言一句記録するのか、それとも要録として記録するのか、委員の個人名を出すか出さないかということになります。従来と同様に要録とさせていただきます、発言の個人名は記載しない。要録のチェックは、本来であれば全員に見てもらおうのですが、それも大変ですので、できれば、私とそれから池田先生にお任せいただいて、間違いがあれば、訂正お願いして、直して、それで要録を作成するというところでよろしいでしょうか。

(各委員了承)

会 長

それでは、私ども、会長副会長に一任いただいたということで、前に進めたいと思います。

2 報告

(1) 令和5年度情報公開制度の実施状況について

会 長

令和5年度の情報公開の制度の実施状況について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

令和5年度情報公開制度の実施状況について報告いたします。事前に資料は配布させていただいておりますので、かいつまんで説明させていただきます。

お手元の資料4-1「佐倉市の情報公開 令和5年度情報公開制度実施状況報告書」の2ページをご覧ください。令和5年度の開示請求の処理状況につきましては、延べ131人の方から258件の公文書について開示請求がございました。開示の内容については、全部開示及び部分開示が238件、そのほか、情報公開条例第7条各号や文書の不存在として不開示となったものが17件ございます。

その下の「1-2 実施機関別開示請求に係る請求件数及び主な内容」をご覧ください。

請求された公文書の内容といたしましては、主に事業者様から請求が多い、

金入設計書や工事に関する書類等となります。

次ページの「1-3 不開示理由別内訳」をご覧ください。

不開示理由の内訳につきましては、個人情報によるものが117件、法人等情報によるものが38件（印影等）、公共安全に関する情報5件（生命身体保護情報等）、事務事業執行情報が4件、任意提供情報が1件となっております。

その下の「1-4 開示請求者の状況」をご覧ください。

開示請求者の区分ですが、個人の方よりも法人からの請求が多く、81団体から請求を受けております。

その下の「1-5 情報公開・個人情報保護委員に対する相談・苦情の申出等」ですが、昨年度は、情報公開・個人情報保護委員に対する相談や苦情の申出はありませんでした。

続きまして、「2 市政情報の公表状況」をご覧ください。

市政情報の公表につきましては、市政情報の公表に関する要綱第3条各号に該当するものとして、530件の市政に関する情報を公表しています。資料04-1の3ページ項目2の数字は修正させていただきます。

4ページに区分ごとに分類した件数の内訳と、公表方法をまとめてございますので、ご確認をお願いします。

次に4ページ下段の「3 審議会等の会議の公開に関する運用状況」をご覧ください。

審議会の開催状況は、52の審議会等が114回の会議を開催しております。そのうち7の審議会等から会議全般において個人情報を取り扱うこと等を理由として、その全部を原則非公開とする旨の決定書が提出されています。これらの審議会等の回数は264回あり、その内238回が佐倉市介護認定審査会となっております。

資料04-2「佐倉市の情報公開 令和5年度情報公開制度実施状況報告書（資料編）」ですが、こちらには具体的な開示請求の処理状況一覧表が記載されております。

会 長

何かご質問があれば頂戴できればと思います。公募委員の方について、率直な意見で結構ですので、お出しいただければと思います。

委 員

佐倉市においてもこういったことをやっているんだなということを知りました。法人とかも多いのだなと感じています。

会 長

工事についてB社が駄目だった場合、B社としては、なぜA社が採用されたのかわからない。その審査過程を公開してほしいというのが、意外と多いんですよ。ただ、企業秘密が個人情報に該当するとかのバランスをとるのが難しいところですよ。

委 員

あまりそういうことは考えたことがないですが、どの範囲まで公開できるかは難しいということが理解できました。営利目的とかで法人は開示を求めているということですか。

会 長

そうですね。営利目的です。

委 員

やはり、平等にそういうのは公開した方がよいのかなと思います。

委 員

不開示のものがあるのですが、その根拠とかを確認するフローのようなものはありますか。

事務局

基本的には担当課で、どの不開示理由に該当するかを決めていただいています。その中で、個人情報、情報公開を所管している行政管理課も併せて確認して、ダブルチェックという形で不開示理由を決定しているという状況になります。

委 員

個人情報のところでは、不開示の件数が特に多いですけどもそこは専門部署の方が一緒にチェックしているということですね。ありがとうございます。

会 長

最終的には、開示の判断がおかしいということで裁判になったりもします。

委 員

そういった裁判の件数は、年に数回とかであるのでしょうか。

事務局

裁判になったものについては、当市では、この数年はありません。ただ、行政不服審査という形で異議の申立てがされた事例はこの数年で数回あるという状況です。

会 長

自分も裁判所にいたものですが、自衛隊の飛行機が落ちた、どうも自衛隊の飛行機の欠陥ではないのかというところで、構造や機能を見せろという。それは国の防衛の秘密なので、見せるのが非常に難しい。

職員の方もこういった裁判例を見ながら判断をしていますが、今のところ佐倉市の職員の方の対応がよいので裁判が少ないということかと思えます。

(2) 令和5年度個人情報保護制度の運用状況について

会 長

次の(2) 令和5年度個人情報保護制度の運用状況について、事務局から報告をお願いします。

事務局

令和5年度個人情報保護制度の実施状況について報告いたします。令和5年度までは、佐倉市個人情報保護条例に基づく制度運用となっております。それでは、お手元の資料5-1の2ページをお願いします。

「1 保有個人情報取扱事務の届出等について」でございます。

佐倉市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条の規定により、登録されている保有個人情報取扱事務は、683件となります。2ページの1行目の数字に誤記がありますので、修正をさせていただきます。その内訳は福祉部が123件で最も多くなっています。その下の表の、保有個人情報届出事務の届出事項としては、住所、氏名、生年月日、等の戸籍的事項がほとんどでございます。

次に、3ページの保有個人情報の目的外利用と外部提供の状況をご説明いたします。

個人情報の保護に関する法律第69条において、事務の目的以外の保有個人情報の使用や、市の外部への個人情報の提供は原則禁止されております。ただし、同法第69条第2項各号の条件のもとで例外的に目的外利用したり、外部提供したりすることができることとなっております。

令和5年度に行われた目的外利用は49件です。なお、経常的に目的外利用として届出されているものは除きます。

続きまして、外部提供の件数は337件となります。その多くは警察署等から法律に基づいて照会があったものについて提供したものになります

最後に保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求の件数及びその処理状況につきましてご説明いたします。

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、保有個人情報についての開示請求があった場合、当該情報に含まれる第三者の個人情報などの不開示情報を除き、本人に対し、個人情報を開示しなければならないとしています。

また、開示された個人情報に誤りがあった場合には、訂正、利用停止の請求ができます。

令和5年度は、24人の方から35件の請求があり、全部開示及び部分開示が31件、不開示は4件ございました。主な請求内容としましては、雇用主からの給与支払報告書、戸籍謄本等の閲覧申請書でした。

訂正及び利用停止請求については、ありませんでした。

最後に、資料5-2ですが、こちらの2ページ以降に外部提供の状況や目的外利用の状況について一覧を掲載しております。

個人情報保護制度の状況につきましての報告は以上です。

会 長

それでは、委員の皆様いかがでしょうか。

委 員

資料編の外部提供の98番のところには、民事執行法第206条第1項があるのですが、ここは、令和に入って法改正があった部分であると思います。裁判においては、費用の回収が重要になるわけですが、実際に法律改正がされて運用が始まっているんだなと思いをはせたところがございます。

会 長

養育費の話で行くと、夫側がなかなかお金を払わない。これを何とかしなければということで法律を改正して回収を図ろうとしているということですね。

(3) 令和5年度個人情報及び特定個人情報の取扱いに関する内部監査結果について

会 長

次の(3)令和5年度個人情報及び特定個人情報の取扱いに関する内部監査結果について、事務局から報告をお願いします。

事務局

令和5年度個人情報及び特定個人情報の取扱いに関する内部監査結果について、報告いたします。

当該内部監査は、個人情報及びマイナンバーを含む情報の取扱いの状況を確認し、監査結果に基づいた改善を行うことで所管課の事務の適正化を図るとともに、監査結果及び改善結果を庁内で共有することにより市全体の事務の適正化を図ることを目的としております。

お手元の資料番号06-1のとおり、令和5年度においては、福祉部障害福祉課を対象に監査を行いました。当該監査においては、週休日に、職員が個人情報等にアクセスした記録が見つかりました。本件においては、業務に必要な情報にアクセスしていたと認められましたが、サービス管理の面から問題があるため、所管課において、職員に対する口頭による指導が行われました。内部監査についての報告は以上となります。

会長

内部監査というのは、どこの官庁もやっているものですが、何かご質問はありますか。

特にないようであれば、次に進みます。

(4) 令和5年度の個人情報の漏えい案件について

会長

次の(4)令和5年度の個人情報の漏えい案件について、事務局から報告をお願いします。

事務局

令和5年度個人情報の漏えい案件について報告させていただきます。令和5年度において個人情報の漏えいに関する案件は、8件報告されております。各案件の詳細につきましては、資料番号07-1のとおりとなります。漏洩の主な内容といたしましては、支給決定通知書の誤送付や証明書の誤交付といったものとなり、職員の確認が行き届かなかったことが要因であると考えております。

再発防止策につきましては、既存の業務マニュアルの見直しやチェックリストの作成により、ヒューマンエラーの防止に努めているところであります。

なお、今年度におきましても、個人情報の漏えい案件は報告されており、直近において、佐倉市の業務委託先の保育施設において、ランサムウェアによる攻撃が行われ、佐倉市が提供した情報が暗号化されたという事象が生じております。こちらは、個人情報保護委員会にも報告済みとなりますが、現在、当該事業者において、再発防止策等の検討が進められております。報告は以上となります。

会 長

小さいことですが、けっこうな数があるなという印象です。ただし大事にはなっていないというところですね。何かご質問はありますか。

委 員

最後に補足をいただいたランサムウェアの件は、今、情報が暗号化されたところまでご確認いただいているかと思いますが、実際にその漏えいされた通信のログですとか、そういったものは認められなかったということでしょうか。

事務局

現状、漏えいは確認されておらず、閲覧された可能性があるというところまでの報告を担当課からいただいているという状況です。事業者では各専門家を入れて確認した結果、持ち出しを確認できなかったという状況になっております。

会 長

うっかりミスが多いと思いますけどね。これを故意に行う人は、さすがにないという感じがします。

委 員

ランサムウェアみたいなものですとそうですね。

会 長

こういうミスは機械に任せてしまった方が減るんですかね。

委 員

どうしても最終的には、人の手ということもあるかと思えますし。ランサムウェアの話も迷惑メールを開いてしまったですとか、本来は自分で気づける

ことが業務をやっている中で、うっかりということが多いのではないかと思います。この辺りは、教育で徹底するしかないのかなと思います。

会 長

私も裁判所にいましたが、裁判官の指示で書記官がファックスをしますけれども、間違っただけで送ってしまうことがあります。ダブルチェックを指導するのですが、それでも間違っただけで送ってしまうので、やはり人間はミスをするので、それをどうやって防ぐのかというのはなかなか難しい問題です。

他になければ、次第3に移りたいと思います。

3 意見聴取

個人情報漏えい防止対策について

事務局

資料番号07-1及び08-1のとおり、メール誤送信、USB等の記録媒体の紛失に代表されるヒューマンエラー、職員による意図的な漏えい等、自治体における個人情報の漏えいが全国的に発生しております。

本市におきましては、他市事例にあるような膨大な数の個人情報の漏えいは発生しておりませんが、細かなミスの積み重ねがやがて大きな個人情報の漏えいにつながることを危惧しております。

つきましては、委員の皆様のご勤務先等の経験から個人情報の漏えいをどのように防げるか、また、漏えいがあった際のリカバリーをどのように行っていくか等について、ご見解をお伺いできればと思います。よろしく願いいたします。

会 長

事務局からご説明がありましたが、委員の方々の経験とかに基づいて、何かこの漏えい防止対策についてこういうアイデアがあるというものを教えていただければと思います。

委 員

私の現役時代、もう大分前になりますけれども、その中で、ファックスの誤送信というのがとても多かったと思います。やはりみんなと確認して、きちんと送っているつもりではありますが、忙しさの中で、それを減らしてしまうということありがちですので、やはり1人の目だけではなく、2人とか3人とか、必ずチームで確認して送ることで、ご迷惑をかけないようにしていきたい

うことが大切ってことは認識していました。わかりやすい事例であると思うのですが、基本的に、やっぱり1人の目ではなく、2人の目とかを重ねていくことが、一番大事なことかなというふうに思います。

委員

いろいろ勉強をさせていただいたところですが、ミスを防ぐというところは、私も間違いを探すのですが、何回見てもそこが見えてこないというところは、複数人が関わるのが重要だけれども、それでも間違っているので難しい問題だと思います。そうすると、そもそも、教育の過程から見直していく必要があるのではないか。ミスに関する倫理観を養っていくことも必要だと思います。

委員

東京都の例があるかと思いますが、こういう情報を漏えいした人は捕まっているのですか。

事務局

その案件については、逮捕されていると聞いています。

委員

最近闇バイトとか頻繁にあると思いますが、結局お金で売られている。ネットの記事を見ると市役所から漏れているというものも見ます。頻繁に出るので、自分としては、ちょっと怖いなと感じています。こういう情報を持ち出させないようにすることは、できないのですか。

事務局

通常であれば、アクセスログを残す等の対策で制限がかけられていますが、この案件は、業務委託先で雇用されている職員が手書きのメモで持ち出している状況があって、なかなかつかめなかったようです。委員のおっしゃるようにその人がやろうと思ったらできてしまう状況にあります。

その意味で、倫理観というのは、非常に重要な要素であると感じるところです。

副会長

大学は、教育機関という特性もあるかと思うのですが、個人の情報は本人が直接入力する方式にしています。職員が直接入力することない等の職員が個人情報に触れないように対策をとっております。また、多くの企業も生産性を

上げるために自動化とかそういった技術に頼ることは必要だと思います。ただ、行政組織としては、様々な方がいらっしゃいますので、誰か代わりに入力するという事になれば、ガイドラインの整備も必要になってくるのではないかと思います。

産業心理学の見地からすると、疲労やストレスもミスの原因となるので、職員の方の労働環境の整備も必要になるのではないかと思います。

委員

労働環境については、私も気になっていて、ダブルチェックをすれば防止は一見できそうだけれども、ますます集中力を失うことはあり、あまりマンパワーに頼らない方法を考えるべきなんだと思います。また、情報にもグラデーションがあるので、センシティブな情報については、気を付けていただきたいと思います。おそらく事務が何万件もあるうち、いくつかで発生したという話なのでしょうが、逆にこれだけしかミスがないのは、立派だなと思います。

強いて言うのであれば、外部委託は外部委託先が何をやっているのかは見えづらいので、外部委託をするくらいであれば、むしろ、業務を整理して減らす方向にしてほしいと思います。

会長

本日皆様のご意見、積極的なご発言ありがとうございました。

また、資料読み返してみた中でわからないこととかご意見とか出てきましたら、ご遠慮なく、事務局の方に仰っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

改めましてありがとうございました。これで佐倉市情報公開・個人情報保護審議会を終了します。